

# 規範形成装置としての学校

—教師に品行が求められる理由—

尾崎 公子

はじめに

教師は品行方正でなければならない。こうした言説は大方の人々が同意するところであろう。子どもたちを〈教育〉するという非常に大事な仕事をしているのだから、教師の品行が問われるのは当然ではないか、と。しかし、非常に大事だと思われている〈教育〉の中身は何か？〈教育〉という営みが、時に「神聖」という言葉すら纏うのはなぜか？そして、教師はなぜ品行方正でなければならないのか？

私はかつて公教育の中の「生活」論議を概観して、子ども、民衆の「生活」に着目することは、公教育の変革をめざす探求の契機とはならず、逆に公教育の展開そのものがく制度化されざる「生活」領域への教育化、学校化の浸透過程に他ならなかったと論じたことがある(1)。私たちの生活が、なぜこれほどまでに教育化、学校化されるのかを探るには、学校と生活という二項対立図式では捉えられない私たちの教育や学校に対するエートスを掴まなければならない。エートスとは、「人間の社会行動のゆくえをその内面から規制する観念の束であるが、『こうすべきである』というような当為的な倫理規範ではなく、むしろ本人の自覚しえない、あるいは自覚することのない規範である」(2)と定義づけられている。日常生活の中で改めて問うことをしない規範(3)が私たちの行動を方向付けている。こうした規範を意識的に取り上げていかなければ、公教育を変革する契機は見つからないと考える。

そこで、本稿では、上記の問題意識を踏まえて、公教育導入期に、品行方正な教師像がどの

ように形成されていったのかに関する試論的考察を行ってみたい。

1. 教育様式の中に組み込まれた教師の品行—機械的な教授者から道徳的模範者への教師像の転換

近代的な教員の創出は、個人的な人格に依拠する師匠型の教師ではなく、近代公教育制度というシステムによってその権威が保障される、つまり、人格的契機を捨象することによって行われていったといえる。だが、公教育制度の導入期において、教師に求められたのは、人々の「師表」であるということだった。周知のように、「品行方正」という教師像を前面に出して、1881(明治14)年に「小学校教員心得」(文部省達第一九号)、「学校教員品行検定規則」(文部省達第二六号)が相次いで出された。こうした経緯を踏まえて、日本は諸外国と比べ「品行資質優位の資質構造をもつ教師像」を形成してきたという見解がある(4)。しかし、諸外国においても公教育制度の導入期に教師に求められたものは、教師の品行的要件であった。そこで、本稿では、イギリスの議論を取り上げたい。というのは、イギリスの教育論は、教師の品行論を教育学的に展開した日本の「学校管理」論に影響を与えたからである。

イギリスの近代国民学校の成立過程においては、子どもの教育を媒介にして、労働者階級のいわゆるハビトゥス—社会規範、生活習慣、行動様式、心情、心性—に対するブルジョア階級のヘゲモニーを確立し、労働者階級を支配・統制する機関として学校を創出することが課題と

されていた。そのために、ブルジョアジーの価値観を浸透させる、より子どもたちの内面に働きかけるような教育様式—テクノロジーと装置—が模索されていたのである。

齊藤新治は、民衆教育は市民社会的秩序の内面化を民衆に求めて推進されたとし、そこで問題にされていたことを次のように整理している。

- ①貧民から民衆へ、あるいは慈善の対象としての受動的な存在から自らの身体を所有し自由に労働する能動的な存在への転換は、民衆の性格形成によって遂行される。その具体的な徳目としてあげられるのは、勤勉 (industry)、質素 (frugality)、誠実 (veracity)、柔和 (docility)、親切心 (mutual kindness) である。
- ②かれらの性格形成は自己教育にまかせておくのではなく、公的に組織せねばならない。
- ③公的に組織化された民衆教育は、民衆が市民社会的秩序を自然現象のごとく所与のものとして受けとめて、その展開の軌道の中に自己を積極的にのせていくに足るだけの身体の健康と精神の啓蒙を任務とし、それ以上でも、それ以下であってもいけな(5)。

こうして民衆教育の公的組織への関心が高まる中で、学校は、知育の機関というよりは、子どもたちの習慣や気質を形成し直すことに主眼点を置く機関として位置づけられるようになる。その過程で、教師の役割も変化し、「機械的な教授者 (mechanical instructor) から道徳的模範者 (moral exemplar)」(6)であることが強く求められるようになる。そして、子どもたちの性格の再形成を効果的にするために、教師の品行に対する関心とともに、学校内の時間と空間の配列にも関心が向けられるようになった。

1839年枢密院教育委員会が設立され、国庫補助金の監督も含め、教育改善を期して学校を査察する権限を持つ勅任視学官が任命された。視学官たちは、労働者階級の子どもたちが通っている私営学校の教師たちに、『『道徳の仲介者』(a

moral agent) としては失格」の烙印を押す(7)。

そして、モニトリアル・システムに批判の目を向け始める。ベル・ランカスターのモニトリアル・システムとは、「工場での労働規律をささえることができる性格を形成するには、何よりもシステム化された教育によってなされなければならない、そのためには従来の人格的な教師は、部署に配置される助教にとってかわら」(8)なければならないと考えられた19世紀初期に普及した教育方法である。

そのモニトリアル・システムが、教師の人格的契機を排除しているということの問題にされていく。教師がマニュアルに沿って動くシステムの一部品であっては、子どもたちの習慣や気質を変えていくような道徳的な影響力が持たないというのである(9)。そこで、ピュービル・ティーチャー (教員見習い制度) を採用し、「良き教師」の養成に向けて師範学校が設立されていくことになる。

民衆教育のイデオログは次のように語っている。「教師の精神的資質は生徒たちに対して最も直接的な道徳的影響をあたえるだろう。・生徒たちが穢すことをぜったいに許されない愛—親の愛—にもとづき、絶対的権威が確立されなければならない。この権威は中庸と堅固さによってのみ支えることができる。・謙讓、礼儀正しさ、優しさ、親切心、小ぎれいさ、あわれみ深さ、真実に対するしっかりとした敬意、教師があらゆる利己的斟酌をしないことは、ことばで伝えることのできるすべての道徳レッスンよりも、生徒にこれらの資質を不動のものとするであろう。教師の生活とふるまひはかくして生徒たちのモデルとなる。それは生徒がつねに留意する基準となるであろうし、生徒たちの習慣は教師のその模範の上に形成されるものとなるであろう」(10)。

親の「愛」をモデルにとり、賞罰を否定して、強圧的な方法によるのではなく、より深く子ど

もたちの内面にしみ込むように、「愛」が道徳的訓練の道具に位置づけられた。とはいっても、「愛」による教育はうまくいかず、教師は子どもたちに体罰を使うことが常であったという。そして、男性が校長となり、女性教師が校長を手助けするといった家父長制的な家庭スタイルをとり、カリキュラムも女子生徒用の教科が導入され、ジェンダー・バイアスがかかっていく(11)。

そして、教授法並びに学校内の時間と空間の配列に対しても関心が払われる。すなわち、生徒たちを惹きつける実物を使った「一斉教授法」と階段座席 (gallery) や独立した教室 (classroom) がセットになって考えられるようになる。勾配をもった階段座席に教師と対面して座る生徒は、教師のまなざしの下に置かれる。「集団の道徳的訓練には、閉鎖的な空間だけでなく教師の権威あふれる声と愛にあふれた眼差しが行き届く空間が必要」(12)とされたのである。さらに、子どもたちの活動エネルギーさえも道徳的監視下に置くべく「運動場」(playground) が設置された。そして、「時間割」と子どもたちの成長などを記した「記録簿」によって、時間秩序を身体化させるように時間が組織された(13)。こうして、時間と空間が統制され、学校での教師の振るまい (=品行) は、新たな教育様式のなかに組み込まれていったのである。

児美川佳代子も、モニトリアル・システムの批判の中から、教師の人格的資質が取り上げられるようになったことに着目している。しかし、それは、「教場の構造からも、一斉教授という教授形態からも、独立した教室空間の成立からも、必然的には導き出されない。教師の権威の人格性は、イギリス近代大衆学校に関する限り、学校の内的構造からは根拠づけられない」(14)としている。しかも、モニターに代わって採用されたピュービル・ティーチャーは、初等学校の

生徒の中から選び出す点においても、学校教師の下で、学びながら教師見習いとして教えるという点においても、モニトリアル・システムと構造上連続している。にもかかわらず、言説上、教師の権威性が求められたのはなぜなのか。児美川は、次のように論じている。

イギリス近代国民学校は「中産階級のエトスを労働者階級に浸透させていくという側面と、そのためにも学校自体が労働階級の現実において異化作用に対処していく側面」(傍点引用者) (15)を併せ持っている。つまり、ブルジョアジー対労働者という二項対立的図式では捉えられない相互作用的側面を指摘する。教師は「同化」の急先鋒であると同時に、他方で生徒の側から徹底的に「異化」される存在である。特にイギリスでは労働者階級出身の教師が多く、そうした教師は出身階級から裏切り者と敵視される傾向にあるという。そうした「異化」への対処として出てきた言説が教師の「道徳的影響力」であったのではないか。つまり、生徒に対して教師の「道徳的影響力」というゲマインシャフト的人間関係を介入させることによって、ゲゼルシャフト的組織原理の運用が可能になる。「近代国民学校は、ゲゼルシャフト的組織原理とゲマインシャフト的人間関係を合わせ持つことによってしか成立し得なかった」(16)という結論を導き出している。

近代学校がゲマインシャフト的な要素を持たないとシステムとして成り立たないという指摘は、教師像が相矛盾する二つの言説—「教員」としてシステムの一員と捉えるべきなのか、それとも「師」としての個人的資質を重視すべきなのか—を抱え込んでしまうのはなぜなのかの回答を与えてくれる。

だが、教師像の転換は、学校の内的構造の変化と直接関連づけられないものだとしても、性格陶冶という目的に沿って、教師も学校の構造も改変されなければならないとみなされていっ

たことは事実だろう。このことは、相互に関連し合う一体のものとして、日本において論じられていくのである。次節でそれを検討してみたい。

## 2. 日本における教育様式の受容と展開 ー「学校管理」論における教師の品行

日本において、教師の品行的資質、教授法、そして時間と空間の配列が一体のものとして論じられるようになったのは、1879年に東京師範学校の教則で「学校管理法」が教科として取り入れられるようになってからだといっていよう。「学校管理法」は、「學校管理ノ目的、校具整置法、分級法、課程表製法、校簿整頓法、器械、校舎、園庭等ニ關スル諸件及生徒躰方等」(1)を扱う領域であった。特に、「生徒躰方」つまり生徒統制論との関わりで教師の「品行」的資質が取り上げられている。そして、この領域はイギリスの管理思想の影響が強かったことがこれまでに明らかにされてきた(2)。イギリスの管理思想に影響を受けたものとして、西村貞訳述『小学教育新篇』(1881年)、伊沢修二『学校管理法』(1882年)、生駒恭人『学校管理法』(1884年)などがある。

ここでは主に、師範学校用の指定教科書として広く使用され大きな影響力があったとされる伊沢修二の『学校管理法』を見てみたい。この書の緒言には、「蘇國教育家カレー氏ノ教育論ニ則リテ彙類編成」したものだとして述べている。カレー (Currie, J) は、エジンバラの師範学校の学校長で、先のイギリスの議論を受け継ぎ、教師の人格的契機を通した生徒の規律訓練のあり方を論じていた。文部省が発行していた『教育雑誌』の中でも「英人ジェームス、クルリー氏普通小學教育論鈔」として彼の「学校管理法」の一部が訳出されている(3)。ここでは、個人授業ではなく一斉授業になると教師は組織法を熟知していなければならないとして、クラス編成

の仕方、机の並べ方等の学校の運営方法が取り上げられている。それと並行して、「訓誡」(discipline)の必要性が説かれている。「訓誡」とは「學生ヲ鼓舞シテ其ノ意念ヲ勉學ト善行トニ用ヒシムベキモノ」(4)と定義され、そこで「教師ノ標準」(example)が論じられている。それによると「標準ハ教育法中ノ最大目ナリ故ニ學生ノ模範トモナルベキ生活ヲ爲セル教師ハ人爲ノ教訓法則ニ由リテ學生ヲ教導スルヨリモ自然ノ薰化ニヨリテ其ノ特性ヲ養フコト特ニ多シ」(5)とし、「人爲ノ教訓法則」よりも、教師の「自然ノ薰化」力の方が生徒に対する影響力があるとしているのである。それでは、こうしたカレーの教育論が伊沢の『学校管理法』に具体的にどのような影響を与えたのだろうか(6)。

伊沢は『学校管理法』の中で、「模範者」としての教師論を説いている。すなわち、続編の第八 學校政務ノ大要ヲ論スの(五) 管理ノ方法の(甲) 生徒ノ信服ヲ得ル法 (ハ) 諸種ノ動機ヲ適用スル事 (丑) 儀範ノ感化力 教師ノ儀範 においてである。そこで次のように述べている。「教師ハ幼児ヨリ見ルトキハ徳望知識ヲ具シテ其上ニ在ルモノナレハ一舉一動皆ナ其儀範タラザルモノナク其感化力ノ強大ナルコト他ニ比ス可キモノアルコトナシ」[教師タルモノ豈奮激勵精其品行ヲ脩メ其徳望ヲ養フコトヲ勉メザルベケンヤ] (7)。

そして、続く第九「教師ノ習慣」、第十「教師ノ精神」で以下のような項目を立てている。

### 第九 教師ノ習慣

- (一) 諸事清潔ヲ要スベキ事
- (二) 秩序ヲ規正スヘキ事
- (三) 時間ヲ正ク守ルベキ事
- (四) 禮讓ヲ重ズベキ事
- (五) 自修ノ学科ヲ勤勉スベキ事

### 第一〇 教師ノ精神

- (一) 心志ヲ高尚ニスヘキ事
- (二) 事業ヲ愛スルノ心ヲ存スヘキ事

- (三) 生徒ヲ愛スルノ心ヲ存スベキ事  
(四) 廉耻、正直、寡欲等ノ心ヲ存スヘキ事

このように「学校管理」という領域が教育学の一分野として成立するのに伴い、教師の「品行」が政治問題としてだけでなく、教育論として議論されていたことがわかる。そして、その教育論が、「小学校教員心得」と規定し合っていたことは、伊沢の挙げた項目をみても明らかである。また、続編の付録「教育令及布達類」に、「小学校教員心得」も含まれていることからもうかがえる。

生駒恭人もイギリスの議論を踏まえて、同時期に『学校管理法』(1884年)を著している。そこで、編制、教授力ノ性質、校具整頓法、分級法、時間ノ分類、学校表簿、教科用具、学校建築、膳方を扱っている。生駒は、生徒への「膳方」(discipline)において「教師自ラ躬行ヲ努メテ児童ノ模範トナリ之ヲ感化サセル可ラス」(24)と述べて、教師の感化力を重視し、教授法や時間、空間の配列は、教師の感化力を行き渡らせるという観点から論じている。例えば、校具整頓法(机の並び方、教場の区切り方)の中で、「教師ノ眼光一射シテ直チニ全场ヲ洞見スルヲ得ル様ニナス可シ」(25)といった記述がある。そして、教師に求められる資質では、「清潔、快活、剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉励、規律アル風習、耳目ノ穎敏、工夫ノ力、熱心」(26)を列挙し、「尚ホ此条ノ如キハ、明治一四年六月文部省第十九号小学校教員心得ト大ニ関スルモノ多キヲ以テ宜シク相参稽ス可キナリ」(27)と述べ、「小学校教員心得」との関わりを明記して論じている。

こうした「学校管理」論における教師の「品行」的資質への関心のあり方について、藤井真理は、単に「教師の品性」の問題としてではなく、教師の生徒に対する「徳育機能」として論じられていたとしている。だが、そうした教師

の役割論が十分に展開されずに、法規適用主義の下で「教えることの専門家である前に国家の職員」(28)として位置づけられていったと分析している。

だが、そもそもイギリスの教育論議の中で、教師の道徳的影響力が論じられたのは、教師の自律性や専門性を問題にするためではなく、それが時間・空間の配列とともに生徒に対するソフトな管理手法のひとつとして重要だと認識されたからではなかったのか。「学校管理」論において、教師の品行が重視されたのもそうした経緯から捉えることができる。では、教師の品行を重視することと教師を国家のエージェントに位置づけることとはどのように結びついていくのだろうか。

### 3. モラル・ヘゲモニーの行使と教師の品行

1870年代、及び80年代にかけて、欧米の教育様式の輸入とその咀嚼が行われ、その様式に組み込まれていた教師の品行的資質が、教育論の中で重要な位置を占めるようになった。しかも、「品行」は制度概念として「小学校教員心得」等として法制化されていくことになる。三好信浩は、「小学校教員心得」について、「近代国家の教育法制の中で、国がこのように教師像の内容まで規定したことは、他国では類例がないのではないか」(29)と述べている。このように、教師の品行要件が特に強調されていくのには、どのような背景があるのだろうか。もちろん自由民権運動などの政治問題があろう。しかしそればかりではない。そこには、人々の生活様式の中には見られなかった学校建築等の空間や時間の配列の仕方すべてを輸入しなければならなかったという日本の歴史的事実があり、それらに起因していることを指摘しておくべきだろう。

この点について、森重雄は、畳を廃して、机と椅子が配された近代的学校建築を「教育」の

ない世界に〈教育〉を放射する〈教育〉の「アパレイユ」(30)と表現し、人々にとって不可解な近代学校装置は「新種の日常行動を放散」(31)したと述べている。そして、「がらんどうの時空間」を埋めるために、「〈教育〉のディスクールによって意味的に補償」する必要が生まれ、「〈教育関係者〉による〈教育〉という言葉の抽象化・高階化・神秘化」(32)が図られていくという構造を描き出している。すなわち、「教師が、そのプラティックの空洞性を〈教育的〉という言葉の活用によって意味的に補償」し、「<sup>カラクトワール</sup>品性」(こんにちで言う〈人格〉)をがらんどうの時空間のなかに措定し、それへの働きかけという物語を<sup>ディスクール</sup>組み立てることによって、「プラティックの空洞性を単に現象的なものにみせかける」(33)。

教師たちが、がらんどうの時空間を「真に教育的」といった言説で埋めていかなければならないとするならば、教師の品行が殊更問題になったのも当然である。だが、人々はそうした物語にどのように同意していったのだろうか。

ところで、教師に求められる「品行」とは、具体的にはどのようなものだったのか。「小学校教員心得」に挙げられているのは、「熟練」「懇切」「甞強」「剛毅」「忍耐」「威重」「懇誠」「勉勵」等である。これらの徳目は、一見儒教的、日本的なものと捉えがちであるがそのような見方は一面的である。なぜなら、これらは前述の通り、資本主義的エトスを表すものとしてイギリスを初めとして欧米諸国でも同じように重視されていた徳目だったからである。ただし、当時の人々の生活に根づいた価値観と国家が求めた資本主義的価値観とが同じだったわけではない。そのため、両者をつなぐ媒介項が必要であった。まさにその役割を果たしたのが教師なのだった。

それにしても、教師はなぜ媒介項としての役割が果たせ、「道徳的影響力」を行使し得えるのか。この点について、谷川稔が、モラル・ヘ

ゲモニーという観点を導入して教師を分析している。

谷川は、本稿でも問題にしている一九世紀中葉のフランス農村の教師についてモラル・ヘゲモニーを行使する存在として位置づけ、次のように述べている。教師の「モラル・ヘゲモニーの根拠は、たんにこの地域共同体への自己同一化に由来するだけではない。バーネット・シンガーの表現を借りれば、むしろ逆に外的世界との境界に生きる『媒介者』的性格に負うところが大きい。彼らは地域社会から外部世界に向けての『代弁者』であると同時に、外部世界の諸価値の『伝達者』でもあった」。「師範学校出身の教師の場合、彼らの伝達しようとする『知識』の性格が、伝統社会の慣習や生活規範に抵触する、異質なものを含んでいたことが重要である。村長がハード面での近代化の媒介者であるとするれば、世俗教師はソフト面での農村近代化の推進者の役割を担っていたと言えるだろう。すなわち彼らは、中央の都市的モラルとも通底するような、外的世界の異質な価値の体現者として村民の目に映じたはずである」(34)。

このように当時の教師は「異質な価値の体現者」の側面を持っていたからこそ、モラル・ヘゲモニーが発揮できたというべきであろう。そして、民衆がその価値規範を自分たちの価値観よりも優位なものだと受け止め、正当性を与えることによって、資本主義的な価値はヘゲモニーを獲得する。だが、そうした価値観は児美川が分析したイギリス同様、異化される対象でもある。その異化に対処するためには、教師が民衆の受容可能な価値規範を体現しているというレトリックが必要である。そのレトリックに使われたのが、通俗道徳でないかと考える。

この点を具体的な事例を通して確かめてみたい。ここで取り上げるのは、すでに自由民権期の教育資料としてさまざまな角度から分析が試みられてきた『月桂新誌』である(35)。

『月桂新誌』に次のような記述がある。

安曇郡中之郷耕地ノ學校教師岡田重義ト云ヘル人ハ第一總テノ事ガ深切ニテ生徒ヲ見ル眞ニ吾子ノ如クナレバ生徒モ又親ノ如クニ親シミ師弟ノ間ムツマシキ故事業モ能ク舉リマスト該地ノ人ガ話サレマシタガ是ハ教師ノ職ニシテハ常ノ事ニテ稱スルマデノ事モ有マセヌガ是ト反對ノ先生ハ高家村邊ノ或學校ニ勤メラル、片〇〇ト云ウ人ニテ放蕩無頼ノ受持ヲヤツテ居ル、ト云ヒマスカ夫故カ先日年取りノ日杯ハ伊賀越ノ平作ノ内ノ様デアリマシタト<sup>(36)</sup>

つまり、「深切」で生徒を我が子のように接する教師と、「放蕩無頼」の教師が記事に取り上げられ、それが作柄と直接関連付けられている。このように、良教員とそうでない教員とを対比させながら、民衆の教員の評判を取り扱う記事が多く見られる。

評判が良い教師としてあがっているのは、「親切」「温厚篤実」な教師たちである。規定の五時間の授業の他にさらに五時間授業をしている小学教師を感心な先生だとし、「小學教師は學力より勉強力のある先生の方が余程宜ござります」<sup>(37)</sup>や「小學教師は勉強力が澤山ありて信切な先生でなければいけません」<sup>(38)</sup>といった記事がみられる。このように小学校の教師には、「勉強力」、すなわち努力を惜しまない熱心さを求めていることが分かる。それに対して、評判が悪いのは、怠惰で月に12～13日位しか登校せず、遊廓に通う教員たちであり、教員の不品行を嘆く記事には事欠かず、教員を狂員、教淫、狂淫などと揶揄している。

この時期『月桂新誌』以外の雑誌、新聞も、教師の地位を高めるには、まず教師の品行を改めなければならないと、品行問題を頻りに取り上げていた<sup>(39)</sup>。勤勉な教師がいるところは、作柄も良い。そうした教師が体現する通俗道徳を

通して、民衆たちは、学校や品行方正な教師像を受け入れていったのではないだろうか。しかし、民衆が合意を与えた「品行」は、彼らの生活習俗を改変させる資本主義的な価値規範をその中核に持つものであった。

ところで、こうしたレトリックに使われた通俗道徳とはいったいどういうものであったのか。この点に言及しておきたい。

通俗道徳に関する研究を行っている安丸良夫は、「通俗道徳が広範な人々を規制してゆくメカニズム」<sup>(40)</sup>について次のような分析をしている。近世後期から明治にかけての商品経済の発展によって、伝統的生活秩序が維持できなくなり、新たな規範が必要になっていた。その規範とは、「勤勉」「儉約」「忍耐」であったが、それは「武士階級の倫理の理想化—儒教道徳の純粹化という形態」<sup>(41)</sup>をとりながら、資本主義的価値観とも通底する支配階級のイデオロギーに他ならなかった。従って、支配階級からすると、一般民衆の生活習慣は克服すべき対象と見なされ、時には警察権力を持って取締りを受けた。だが、人々は、そうした通俗道徳に一定の合意を与えていく。通俗道徳は、「経済的社会的な階層性はじつは道徳的人格的な階層性に根拠をもっているかのような転倒した幻想」<sup>(42)</sup>をもたらすのだが、一方で、「通俗的諸徳目の実現という形態において、広範な民衆のきびしい自己形成、自己鍛錬の努力がなされ、その過程に噴出した膨大な社会的人間的エネルギーが日本近代化の原動力（生産力的人間的基礎）」<sup>(43)</sup>ともなっていたのだと指摘している。

つまり、通俗道徳は、社会構造の矛盾を道徳的人格的な問題に還元しながら、人々のエネルギーを引き出す働きをする。例えば、日本初の労働組合の「矯正会」の規約第2条には、「職務勉勵はもちろん温厚篤実品行方正にしていやしくも粗暴の挙動あるべからず」<sup>(44)</sup>という項目がある。これは、教師に求められていた徳目と

と全く符合するものである。

教師の場合、品行方正という枠にはまることによってモラル・ヘゲモニーを行使できるという構造がある。生きた人格に働きかける存在であり、人々の師表である教師像は、多くの教師たちの受け入れるところであった。なぜなら、〈教育〉という言葉は、その語源上、治者の「統治語」であり、治者としてのエートスを引きずった教師は、〈教育〉の担い手になる素地を持っていたからである(45)。しかし、治者としての誇りを満たす師表としての働きを全うしようとすればするほど、国家に絡め取られていくことになる。こうした構造の中で、教師の品行は、単に国家が押しつけた規範ではなく、それぞれのフィルターを通して教師や人々に受け入れられる規範になっていったのではないだろうか。

おわりに

本稿では、教師の「品行」が、伝統的生活規範に代わる新しい規範形成を志向した教育様式の中に、時間と空間の配列とともに組み込まれたという先行研究を踏まえた上で以下のことを明らかにした。すなわち、日本では、「品行」概念が、通俗道徳を媒介にしながら、強制－同意、支配－受容のキーコンセプトとして採用され、位置づけられたということである。

今後、「品行」概念が制度概念として捉えられていく過程を検証しながら、国家の教育政策がいかにモラル・ヘゲモニー、つまり人々の自発的もしくは無意識的な合意を形成し、教育に対する規範を作り出していったのかをさらに広い観点から探求してきたいと思う。

〔注〕

- (1) 尾崎公子「生活知と学校知－生活の論理から公教育を問う」山本冬彦編『教育の戦後思想』農山漁村文化協会、1995年。
- (2) 『社会学小辞典』有斐閣、1997年。

(3) 規範とは、「社会や集団において、成員の社会的行為に一定の拘束を加えて規整する規則一般を意味」し、「サンクションを通じて規範は社会の制度を構成」し、「他方、規範はパーソナリティに内面化されて規範意識を形成する」と定義づけられている。『社会学小辞典』同上。なお、岡村達雄は、サンクション（教員〈処分〉）を通じた国家の公教育の支配構造を明らかにするため、教員処分論に関する共同研究を主催している。筆者もこの研究会に参加して、本稿の執筆にあたっても着想を得ていることをここでことわっておきたい。

- (4) 船寄俊雄「1880年代前半における教員政策の転換と小学校教師像の日本の変容」日本教育史研究『日本教育史研究』第5号、1986年、三好信浩「国際比較よりみた近代日本の教師像－教師の権威をめぐる－」真野宮雄・市川昭午編『教育学講座18 教師・親・子ども』学習研究社、1979年参照。
- (5) 齊藤新治「産業革命期における民衆の性格形成について－近代英国民衆教育史の問題としての『助教』の歴史的概念」新潟大学教育学部長岡分校『研究紀要』第16集1966年、10頁参照。

ところで、ethologyは、1881年に刊行された『哲学字彙』(井上哲次郎共編)では、「品行論」と訳されたが、ethologyとは、J.S. ミルが、性格の諸法則を明らかにしようとして構想していた「性格学」を指す語であった。そうした語に対して「品行論」という言葉が当てられたことは、「品行」が殊更問題にされていた当時の日本の時代状況を表すものとして興味深い。

- (6) D.Jones, "The Genealogy of the Urban Schoolteacher," in *Foucault and Education*, ed. S. J. Ball, Routledge, 1990, p.60.
- (7) 上野耕三郎「英国勅任視学官報告書(1839



- 49)に見られる教育の論理—近代国民学校成立の一考察」教育史学会紀要『日本の教育史学』第23集、1980年、103頁。
- (8) 齊藤新治、前出、11頁。
- (9) モニトリアルシステムの骨格をなしていたのは、記帳主義とマニュアル主義であった。「試験日の日時、移動先クラス、授与商品種類、出席簿いっさい—欠席者名、日時、確認者、欠席理由、欠席児童の自宅訪問責任者名等—が記帳される。
- 学内行動の所作の指定がなされる。入校、そして学帽の所定位置への格納（ランカスター方式では右肩からひもで背中にくくりつける）、石版・石筆等学習用具の指定位置へのセット、指定場所への行進のための走幅の指定、番号順の着席、挙手、指名受け、返事、そして起立（起立の所作そのものが分解され図示される等）、いっさいの手順」が定められているという。（齊藤新治「近代英国初等学校における『3R's』教授システムの成立過程について」『教育学研究』第48号第3号、1981年9月、6頁。
- (10) C.Baker, "Infants' Schools." *Central Society of Education*. 3rd Publication of 1839 (rep.1968), p. 12.
- 上野耕三郎『『道徳』学校の誕生—ヴィクトリア朝初期英国の民衆学校の構造』『近代教育の史的展開』紫峰図書、1988年から再引、255頁。
- (11) D.Jones, *op. cit.*, pp.64—67.
- (12) *ibid.*, p.63.
- (13) 上野耕三郎、前出、1988年論文89～90頁参照。Karen Jones and Kevin Williamson, "The Birth of the Schoolroom," *Ideology and Consciousness*, No.6, Autumn 1979, pp.89—90.
- (14) 児美川佳代子「フィクションとしての教師の権威—イギリス近代大衆学校における教師の人格的権威の成立をめぐって」宮澤康人編『青年期教育における教師の権威の喪失過程の研究』1989—91年度科研費研究成果報告書1992年、31頁。
- (15) 児美川佳代子「イギリス近代国民学校と労働者階級のコミュニティー—現代学校の困難を考えるために」お茶の水女子大学心理・教育研究会『人間発達研究』第19号、1994年、15頁。
- (16) 同上、16頁。
- (17) 『東京師範学校第七学年報告従明治十一年九月至明治十二年八月』43頁。
- (18) 宮田丈夫「管理論としての“discipline”と方法論としての“Zucht”の交代」『教育学研究』第28巻第4号、1961年、藤井真理「日本近代学校教育秩序成立期における徳育方法としての『学校管理』論—イギリス教師用教科書 discipline 概念の受容を中心として」『日本教育史研究』第12号、1993年。「近代学校体制形成期における教員文化」久富善之編『日本の教員文化』多賀出版、1994年。
- (19) 1881年第一三八号より第一五八号までにおいて不定期で訳出されている。
- (20) 文部省『教育雑誌』第152号、1882年、23頁。
- (21) 同上、第253号、1882年、18～19頁。
- (22) 藤井真理が伊沢の『学校管理法』とカレーの著書とを詳細に比較検討している。前出1994年論文参照。
- (23) 伊沢修二『学校管理法続篇』（『明治教育古典叢書18』）1883年、9頁。
- (24) 生駒恭人『学校管理法』金港堂、1884年、120頁。
- (25) 同上、42頁。
- (26) 同上、123頁。
- (27) 同上、124頁。
- (28) 藤井真理、前出論文1994年、101頁。
- (29) 三好信浩、前出、50頁。
- (30) 森重雄「モダンのプラティック—教育行動

- と近代」森田尚人他編『教育学年報2 学校＝規範と文化』世織書房、1993年、281頁。
- (31) 同上、288頁。
- (32) 同上、293～294頁参照。
- (33) 同上、295頁。
- (34) 谷川稔「司祭と教師――九世紀フランス農村の知・モラル・ヘゲモニー」谷川稔他著『規範としての文化―文化統合の近代史』平凡社、1990年、35～37頁。
- (35) 『月桂新誌』は、教師が組織した月桂社(社主・市川量造)が長野県松本において毎週発行した教育雑誌である。1879(明治12)年1月6日に創刊され、1881(明治14)年6月16日の144号を最後に、『月桂新誌』から『録数報』と改題し、159号で廃刊となっている。
- (36) 『月桂新誌』第5号1879年2月3日。
- (37) 同上、第13号1879年4月14日。
- (38) 同上、第15号1879年4月28日。
- (39) 例えば、『高知新聞』『土陽新聞』等がある。
- (40) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店、1974年、5頁。
- (41) 同上、22頁。
- (42) 同上、69頁。
- (43) 同上、9頁。
- (44) 同上、68頁。
- (45) 森重雄「モダニティとしての教育」『東京大学教育学部紀要』第27巻、1990年参照。